

○名寄市立大学の個人情報保護に関する管理組織規程

平成 31 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学の個人情報保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に掲げる個人情報の安全性を確保するための組織的な安全管理体制及び責任体制の確立に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総括責任者)

第 2 条 名寄市立大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の保護及び管理の総括責任者は、学長とする。

(保護管理責任者)

第 3 条 本学は、各部局が保有する個人情報の保護に関する管理責任者として保護管理責任者を置くものとし、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、コミュニティケア教育研究センター長、保健福祉センター長及び事務局長をもってこれに充てる。

2 保護管理責任者は、基本方針に従って所管部局における個人情報に関する事務を処理するとともに、当該部局が保有する個人情報を適正に管理する。

3 保護管理責任者は、所管部局の個人情報を取り扱う教職員の教育・研修を行う。

4 保護管理責任者は、定期又は随時に学長に対し、個人情報事務の執行状況を報告するものとする。

(保護管理者)

第 4 条 保護管理責任者の下に、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため保護管理者を置くものとし、別表に掲げるとおりとする。

2 保護管理者は、保護管理責任者を補佐し、次の各号に掲げる事務を管理する。

- (1) 個人情報を取り扱う教職員の範囲及び権限の設定
- (2) 個人情報委託先の必要かつ適切な監督
- (3) その他個人情報の安全管理のために必要な措置

(個人情報保護委員会)

第 5 条 本学における個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

保有個人情報の種別	保護管理責任者	保護管理者
事務局が保有し管理する 個人情報	事務局長	総務課長 教務課長 学生課長
保健福祉学部が保有し管理する個人情報	学部長	栄養学科長 看護学科長 社会福祉学科長 社会保育学科長 教養教育部長
教務部が保有し管理する 個人情報	教務部長	教務課長
学生部が保有し管理する 個人情報	学生部長	学生課長
図書館が保有し管理する 個人情報	図書館長	副図書館長
コミュニティケア教育研 究センターが保有し管理 する個人情報	コミュニティケア 教育研究センター長	コミュニティケア教育研 究 センター事務局参事
保健福祉センターが保有 し管理する個人情報	保健福祉センター長	総務課長 学生課長